

台東区景観計画中間のまとめについて

1 改定の背景

本区では、平成23年12月に「台東区景観計画」（以下「景観計画」という。）を策定し、良好な景観形成に向けた取り組みを行っている。一方で、「台東区都市計画マスターplan」の改定（平成31年3月）や、「谷中地区地区計画」の策定（令和2年10月）など、本区における景観を取り巻く環境に変化が生じている。そこで、令和6年度にこれまでの景観まちづくりに関する取組状況などを整理し、景観計画の改定に向けた基礎資料を作成するため基礎調査を行った。それらの調査結果等を踏まえ、景観まちづくりの取り組みの実効性をより一層高めるため、令和7年度に景観計画を改定する。

2 これまでの経緯

- ・令和6年度 台東区景観計画改定基礎調査
- ・令和7年 5月 第1回台東区景観審査委員会
- 6月 第2回台東区景観審査委員会
- 7月 第3回台東区景観審査委員会
- 8月 第4回台東区景観審査委員会
- 10月 台東区景観審議会に中間案報告
- 11月 台東区都市計画審議会に中間案報告

3 改定方針

方針1) 新たな視点や方向性の反映

- ・屋外広告物に関する基準等の追加
- ・各地区における関連計画等の反映

方針2) 実効性を高めるための具体化・充実化

- ・景観事前協議の内容や関連計画等を踏まえた景観形成基準の見直し

方針3) 区民主体による景観まちづくりの支援

- ・区民等・事業者向けの手引書等の作成

4 中間のまとめ（案）

別紙のとおり

5 改定内容の概要

■景観計画の構成等の見直し

- ・改定①～④は、時点修正、改定⑤、⑥は、内容の拡充

現行計画	改定計画
第1部 第1章 台東区の景観特性 第2章 景観形成の考え方 第3章 景観施策の展開	本編 第1章 景観形成の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・目標像 ・景観形成の基本理念及び基本方針 改定① ・景観施策の展開 改定② ・景観形成の地域区分 改定③ 第2章 景観誘導の仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成の方針と基準 改定④ ・建築物等における色彩の基準 改定⑤ ・屋外広告物等の表示等の制限 改定⑥ 第3章 景観資源の保全・活用の仕組みづくり 第4章 公共空間からの景観づくり 第5章 景観協定の仕組みづくり 第6章 景観形成の推進方策
第2部 序章 新たな景観計画の必要性 第1章 景観誘導の仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・事前協議制度 ・地域区分 ・景観形成特別地区等の指定 ・景観形成方針及び景観形成基準 第2章 景観資源の保全・活用の仕組みづくり 第3章 公共空間からの景観づくり 第4章 景観協定の仕組みづくり 第5章 景観形成の推進方策	資料編 台東区の景観特性等

改定① 「景観形成の基本理念及び方針」の見直し

- ・現行計画策定後に改定した台東区都市計画マスタープランにおける景観まちづくり方針との整合性を図るために内容の一部追加や表現等を見直し

	改定案
基本理念1	まちの成り立ちを継承し、人々の営みを表現する景観づくり
基本方針	①生活や生業の情景・美しさを大切にした景観形成 ②地域に息づく歴史や風情を感じる景観形成
基本理念2	交流と賑わいを創出する景観づくり
基本方針	①商店街の個性を活かした景観形成 ②国際観光都市としての魅力ある景観形成 ③祭りや行事の舞台の景観形成
基本理念3	地形・みどり・水を守り、まちづくりに取り込む景観づくり
基本方針	①変化ある地形や水辺空間を守り、活かす景観形成 ②魅力を高める多様なみどりの保全・創出

基本理念4	地域の特徴を活かした景観づくり
基本方針	①特徴的な通りの景観形成 ②由緒ある歴史・文化資源にふさわしい景観形成
基本理念5	景観まちづくりの推進
基本方針	①総合的な計画制度体系による推進 ②区民等・事業者と協働した景観まちづくりの推進 ③府内、関連機関との連携

改定② 「景観施策の展開」の見直し

- ・東京都景観計画の改定（平成30年8月）に伴い、夜間景観に関する内容を追加

改定③ 「地域区分」の見直し

- ・谷中地域は、景観に対する地域の状況が前進していることから、地域区分の名称を「景観育成地区」から「景観形成特別地区」に変更

改定④ 「景観形成方針及び景観形成基準」の見直し

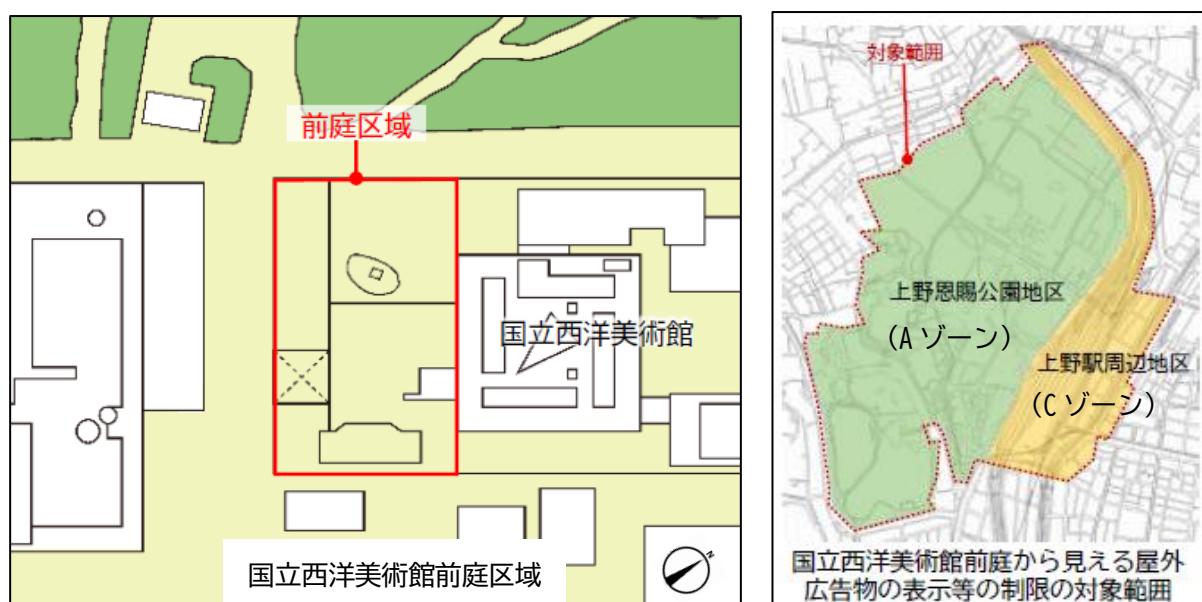
- ・各地区の関連するガイドライン等が景観形成基準の一部であることを明示
- ・景観事前協議実績に基づいた内容に見直し

改定⑤ 「建築物等における色彩の基準」の充実化

- ・重点地区などの一部に「色彩方針」を追加
- ・「色彩基準」について、工作物の適用除外を追加

改定⑥ 「屋外広告物等の表示等の制限」の充実化

- ・国立西洋美術館前庭から見える範囲（景観形成特別地区（上野恩賜公園Aゾーン及びCゾーン））内における表示等の制限に関する事項の追加



(参考：上野地区景観形成ガイドライン（一部追記))

6 今後の予定

令和7年12月～令和8年1月	パブリックコメント実施
令和8年1月	景観審議会に諮問（最終案）
令和8年第1回定例会	都市計画審議会に報告（最終案）
令和8年3月	産業建設委員会に報告（最終案） 改定・公表